

3 申告が必要な資産

令和2年1月1日現在において事業の用に供することができる土地・家屋以外の資産で、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 税務会計上固定資産に計上し、減価償却の対象となる資産 ⇒P.5 表1・表2参照
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 遊休資産または未稼働の資産
- (4) 簿外資産
- (5) 税務会計上耐用年数を経過し、償却済みの資産(資産を事業用に使用している場合は、耐用年数が経過していても申告が必要です。)
- (6) 決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- (7) リース資産であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産 ⇒P.6参照
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行っている資産(中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産等)
- (9) 福利厚生のために供している資産
- (10) 耐用年数が1年を超えるものかつ取得価額が10万円以上(資産の取得時期によっては20万円以上)の資産 ⇒P.5 表1・表2参照
- (11) 大型特殊自動車(陸運局への登録の有無に関わらず固定資産税の課税対象となります。) ⇒P.9参照
- (12) 賃貸ビル等を借りて事業をされている方(テナント)が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産
- (13) 資本的支出、改良費(資産本体の取得価額と別に価額を記載してください。)
- (14) 美術品等(減価償却資産の対象となる資産)

4 申告が必要でない資産

次のいずれかに該当する資産は、上記3に該当する場合であっても固定資産税の課税対象外となりますので、申告の必要はありません。

- (1) 無形固定資産(ソフトウェア、特許権、実用新案権、営業権等)
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両(無登録のものも含まれます。) ⇒P.9参照
- (3) 生物(ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象です。)
- (4) 美術品等(減価償却資産の対象でない資産)
- (5) 繰延資産
- (6) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価額が20万円未満の資産 ⇒P.6参照
- (7) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産のうち、次の①・②いずれかに該当するもの ⇒P.5 表1・表2参照
 - ①耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しない資産(一時に損金算入または必要経費としている資産)
 - ②取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産